

令和元年 7 月 6 日

各支店担当者様

本社総務課
古内 ゆかり 印

旧スプリアス規格製品の更新にかかる調査依頼について

不必要な電波（不要電波）をできる限り低減させることによって、電波利用環境の維持、向上及び電波利用の推進を図るため、WRC（世界無線通信会議）において、無線設備のスプリアス発射の強度の許容値に関する無線通信規則（RR）の改正が行われました。

国内においては、無線通信規則（RR）の改正を踏まえ、無線設備のスプリアス発射の強度の許容値に係る技術基準等の関係省令及び関係告示が改正され、平成 17 年 12 月 1 日から新たな許容値が適用されています。

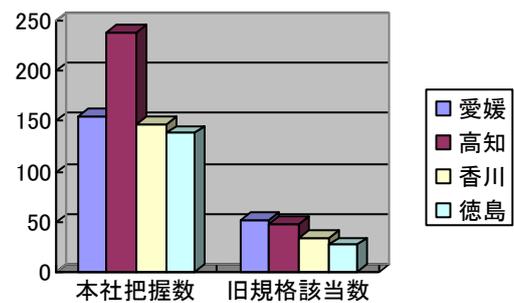
これらの背景により、旧スプリアス規格（不明なものも含まれます。以下同じ。）の無線設備については、その使用期限が平成 34 年 11 月 30 日までとなっています。

記

来年度の更新予算の算出にあたり、現在使用されている「ワイヤレスマイク」「インカム」等の現状調査をお願いいたします。

本社が把握している各支店の該当機器は以下の通りとなっていますが、各社独自に購入した分についても合わせて調査をお願いいたします。

支店名	本社把握数	旧規格該当数
愛媛	154	52
高知	238	47
香川	147	34
徳島	138	27



* 提出用データ、及び旧規格該当機種表は、グループウェアにて後日送付いたします。

* 締切は 7 月末日でお願いします。



以上